

■一般社団法人 Home NOC Operators' Group 会則変更内容 (2025年12月1日施行)

変更前	変更後 (2025年12月1日施行)
第2章.会員 第4条 会員の種別 本会の会員は以下の2種類とする。 正会員 法律上的一般社団法人的社員として、総会での議決権を持ち、当会の活動方針や予算を策定して運営を行う個人。 実験ネットワーク会員 当会の活動に賛同し、当会の提供するインターネット接続や設備を利用する個人または団体。 コミュニティ会員 当会の提供するインターネット接続や設備は利用しないが、本会の活動に賛同し、当会の用意するSlackチャネルでの交流、情報共有、相談等を行う個人または団体。 法人会員 当会の活動に賛同して頂ける法人様の会員。	第2章.会員 第4条 会員の種別 本会の会員は以下の4種類とする。 正会員 法律上の一般社団法人的社員として、総会での議決権を持ち、当会の活動方針や予算を策定して運営を行う個人。 正会員の内、学生である者については、学生正会員として扱う。 学生とは、学校教育法の第1条、第124条、第134条に規定されている教育機関に在籍する者を指すものとする。 実験ネットワーク会員 当会の活動に賛同し、当会の提供するインターネット接続や設備を利用する個人または団体。 コミュニティ会員 当会の提供するインターネット接続や設備は利用しないが、本会の活動に賛同し、当会の用意するSlackチャネルでの交流、情報共有、相談等を行う個人または団体。 法人会員 当会の活動に賛同して頂ける法人様の会員。
第6条 (退会) 本会の会員は本会所定の書式による退会届を提出することにより、任意に退会することができる。	第6条 (退会) 本会の会員は本会所定の書式による退会届を提出することにより、任意に退会することができる。 学生正会員については入会時に在籍していた教育機関を卒業または退学した月の月末を持って自動的に退会とするものとする。正会員として継続しての入会を希望する場合は、改めて第5条(入会)に定める手続きを経て入会をしなければならない。
第5条 (入会) 本会の趣旨に賛同し入会を希望する個人または団体は、本会所定の書式による入会届を提出するものとする。 正会員の3分の2以上の賛成を以って入会を認めるものとする。	第5条 (入会) 本会の趣旨に賛同し入会を希望する個人または団体は、本会所定の書式による入会届を提出するものとする。 正会員の3分の2以上の賛成を以って入会を認めるものとする。 本会の趣旨に賛同し入会を希望する個人が民法第4条に定める未成年者である場合、法定代理人（親権者又は後見人）の同意を予め得なければならない。 未成年者が入会届を提出した時点で、法定代理人（親権者又は後見人）を得ているものと見なすものとする。

<p>第8条 (会費の支払)</p> <p>正会員と実験ネットワーク会員は本規約に定めるところに従い、年会費を納めなければならない。 学生、正当な理由があり本会が認めたものは会費の支払いを免除するものとする。</p> <p>学生とは、学校教育法の第1条,第124条,第134条に規定されている教育機関に在籍する者を指す。団体の場合は構成員全員が構成員全員が、本項で定める教育機関に在籍している必要があるものとする。日本国外の教育機関に在籍している者については、学生として認めるかどうか個別に判断するものとする。</p>	<p>第8条 (会費の支払)</p> <p>正会員と実験ネットワーク会員は本規約に定めるところに従い、年会費を納めなければならない。 学生、正当な理由があり本会が認めたものは会費の支払いを免除するものとする。</p> <p>1. 学生とは、学校教育法の第1条,第124条,第134条に規定されている教育機関に在籍する者を指す。</p> <p>2. 第8条1項の学生の内、正規雇用で就労している者、起業している者については理事の判断により会費の支払いを求める場合があるものとする。</p> <p>3. 団体の場合は構成員全員が、第8条1項で定める教育機関に在籍している必要があるものとする。</p> <p>4. 日本国外の教育機関に在籍している者については、学生として認めるかどうか個別に判断するものとする。</p>
<p>第9条 (会費の金額)</p> <p>年会費は 12,000円 とする。</p>	<p>第9条 (会費の金額)</p> <p>年会費一括で支払いする場合は 12,000円 とする。 分割で毎月支払いをする場合は、月額1,200円 とする。</p>